

定 款

NE株式会社

定款

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、NE株式会社と称し、英文では、NE Inc. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. システムの開発、提供及び運営管理
2. 電気通信事業及び各種情報提供・情報収集・情報処理・情報通信に関するサービス業
3. インターネットを使った通信販売業務
4. インターネットに関する総合コンサルティング業務
5. インターネットのウェブサイト・ツールの企画制作並びに運営管理
6. 広告代理業及び広告業
7. 有料職業紹介事業
8. 労働者派遣事業
9. 人事測定および教育訓練事業
10. 酒類販売業
11. 上記各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行可能株式総数は、64,004,004株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は、100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- ③ 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招集)

第 11 条 定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(基準日)

第 12 条 当会社は、毎年 4 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- ② 前項にかかわらず、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(招集権者及び議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。

- ② 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議事録)

第 17 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会の設置)

第 18 条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 19 条 当社の取締役は、5 名以内とする。

(取締役の選任)

第 20 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- ② 代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、また必要に応じ、取締役会長 1 名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- ② 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席

し、その取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、取締役会の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

(監査役及び監査役会の設置)

第 31 条 当社は監査役及び監査役会を置く。

(監査役の員数)

第 32 条 当社の監査役は、3 名以内とする。

(監査役の選任)

第 33 条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の 3

分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- ② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令の定める額とする。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合にはこの期間を短縮することができる。

- ② 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査役会規程)

第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役

会において定める監査役会規程による。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第 41 条 当社は会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 42 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 43 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- ② 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 44 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 45 条 当社の事業年度は、毎年 5 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 46 条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

- ② 当社は、取締役会の決議によって、毎年 10 月 31 日を基準日として中間配当をすることができる。
- ③ 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第 47 条 剰余金の配当がその支払の提供の日から 3 年を経過しても受領されないときは、当社は、その支払義務を免れるものとする。

- ② 未払の配当金には利息をつけない。

第 8 章 附 則

(法令の準拠)

第 48 条 この定款に規定のない事項は、全て会社法その他の法令に従う。

2022年 4 月 25 日 制定

2023年 3 月 1 日 改定

2023年 7 月 27 日 改定

2024年 8 月 16 日 改定

2025年 1 月 6 日 改定

2025年 7 月 28 日 改定

2025年 9 月 1 日 改定